

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1)地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北方町は、町域が東西1.85km、南北4.2km、行政面積5.18km<sup>2</sup>と県内一コンパクトな町であり、人口密度が高いという恵まれた条件のもと、都市基盤整備を進めてきた。近隣市町のベッドタウンとして発展してきたことから、令和2年度国勢調査によると、就業人口が町民全体の47%と県内でも高い。しかしながら、現在、人口の推移は横ばいであり、65歳以上の割合が年々伸びており、高齢化が進んでいる。

産業別総生産は第3次産業を中心に400億円程度で推移しており、生産額に対する割合はおよそ9割を占めている。しかし、近年は割合が減少し、第2次産業が増加傾向にある。

大型商業施設の進出や個人事業主の高齢化及び後継者不足等により、町内の中小商工業者数は年々減少の一途をたどっている。こうした事業所数の減少は、かつて活気に満ちていた商店街をシャッター通りへと変貌させ、放置すれば悪化するばかりであり、抜本的な対策を施さなければならない時期を迎えている。

このようなことから、町内小規模企業の生産性の抜本的な向上により、経営上の問題点に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2)目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者等の生産性を向上させ、もって経営の安定・向上を図るとともに雇用の拡大を図り、活力ある北方町の創造と経済の発展に寄与していくことを目指す。

#### (3)労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

北方町の産業は、小売業、建設業、製造業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において

対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1)対象地域

北方町の産業は行政面積5,18km<sup>2</sup>全域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

#### (2)対象業種・事業

北方町の産業は、小売業、建設業、製造業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1)導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2)先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

本町では認定に当たって、導入促進指針及び導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとする。ただし、小規模事業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないように配慮するものとする。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。